

住宅用家屋証明

住宅用家屋証明の申請時に添付いただく書類

(令和4年6月14日以降分)

<p>■新築されたもの(注文住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①確認済証または検査済証(③～⑤のいずれかが添付されてる場合は不要) ②住民票の写し ③登記事項証明書(全部事項証明書) ④不動産登記情報で発行年月日及び照会番号の記載があり、発行日から100日以内のもの ⑤登記完了証(電子申請)で登記官の印があるもの ※1 ⑥登記完了証(書面申請)及び登記申請書で土地家屋調査士の朱肉付職印のあるもの <p>※③～⑥はいずれかひとつ添付 ※上記の書類いずれも写し可 ※登記申請書とは、法務局に提出した建物表題登記申請書</p>	<p>■建築後使用されたことのないもの(建売住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①確認済証または検査済証(③～⑤のいずれかが添付されてる場合は不要) ②住民票の写し ③登記事項証明書(全部事項証明書) ④不動産登記情報で発行年月日及び照会番号の記載があり、発行日から100日以内のもの ⑤登記完了証(電子申請)で登記官の印があるもの ※1 ⑥登記完了証(書面申請)及び登記申請書で土地家屋調査士の朱肉付職印のあるもの ⑦家屋未使用証明書(直前の所有者または宅地建物取引業者による証明) ⑧譲渡証明書、売買契約書、売渡証書または登記原因証明情報 <p>※③～⑥はいずれかひとつ添付 ※⑦を除く上記の書類は写し可(⑦は原本提出)</p>
<p>■特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅で新築されたもの(注文住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上記新築されたものと同様の書類 ②認定申請書(第一号様式)の副本(一面及び二面) ③認定通知書(第二号様式) <p>※②及び③は写し可</p>	<p>■特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅で建築後使用されたことのないもの(建売住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上記建築後使用されたことのないものと同様の書類 ②認定申請書(第一号様式)の副本(一面及び二面) ③認定通知書(第二号様式) <p>※②及び③は写し可</p>
<p>■建築後使用されたことのあるもの(中古住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民票の写し ②登記事項証明書または不動産登記情報で発行年月日及び照会番号の記載があり、発行日から100日以内のもの ③売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書)、売買契約書または登記原因証明情報(取得日が分かるもの) <p>■建築後使用されたことのあるもの(中古住宅)で特定の増改築等がされたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上記建築後使用されたことのあるものと同様の書類 ②増改築等工事証明書 (特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用) ③既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険付証明書) (給水管、排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事に要した費用が50万円を超える場合のみ) 	<p>★補足</p> <p>※ 申請家屋の所在する場所に居住していない場合は、次の書類も必要</p> <p>◎申立書(原本)及び添付書類</p> <p>添付書類は、現住家屋の処分方法等を明らかにする書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現住家屋を売却する場合・・・現住家屋の売買契約書その他売却するを証する書類 ○現住家屋を賃貸する場合・・・現住家屋の賃貸借契約書その他賃貸することを証する書類 ○現住家屋が自己所有でない場合(借家、社宅、寄宿舍、寮等) ...賃貸借契約書、使用許可書、社宅入居証明者、家主の証明書等 ○その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等・・・親族の上申書等 <p>※1 登記完了証(電子申請)で登記官の印がないものは、<u>登記完了証の交付方法が「オンラインによる交付を希望する」と記載されている場合や相違がない旨の文言と土地家屋調査士の朱肉付職印があればよい。</u></p> <p>(ただし、三重県土地家屋調査士会四日市支部推奨専用紙を使用している場合は不要)</p>